

中国 外資に関する規制 投資規制緩和 詳細

法規名称	公布単位	文書番号および公布・施行日	投資比率	地域制限	最低資本金	投資者の資格	その他	
自動車産業発展政策	国家発展改革委員会	中華人民共和国国家発展改革委員会令第8号、2004年5月21日公布、施行。	自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイの中外合弁メーカーの中国側株式比率は50%を下回ってはならない。株式上場の自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイ株式会社が国外に法人株式を売却する場合、中国側法人の一つは必ず相対的に株式を支配し、かつ外資法人株の和よりも大きくなければならない。同一の外国投資者は国内に2社以下（2社を含む）の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）完成車製品合弁企業を設立することができる。中国側合弁パートナーと共同で国内のその他の自動車メーカーを合併する場合は2社の制限を受けない。国外の法人資格を備えた企業が別の企業を相対的に株式支配している場合は、同一の外国投資者とみなす。なお、2020年7月23日実施の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」に規定される特別管理措置8により、2022年に、乗用車製造外資出資比率制限および同一の外国投資者は国内に2社以下（2社を含む）の同類完成車製品合弁企業を設立することができるという制限は取り消された。			新規投資プロジェクトは以下の条件を備えていなければならない。 1、新設のオートバイおよびそのエンジンメーカーは技術開発の能力と条件を備えていなければならない。プロジェクト投資総額は2億人民元を下回ってはならない。 2、専用自動車メーカーの登録資本は2,000万人民元を下回ってはならず、製品開発の能力と条件を備えていなければならない。 3、製品類別を超えてその他の種類の自動車完成車製品を生産する投資プロジェクトは、プロジェクト投資総額（既存固定資産および無形資産等の利用を含む）が15億元を下回ってはならず、企業の資産負債率が50%以内であり、銀行の信用等級はAAAであること。 4、製品類別を超えて乗用車、その他の乗用車類製品を生産する自動車メーカーは自動車製品大量生産の業績を備えていなければならない。最近3年間の税引き後利益の累計が10億元以上で（税務証明を有していること）、企業の資産負債率が50%以内であり、銀行の信用等級がAAAであること。 5、自動車メーカー新設の投資プロジェクトは、プロジェクト投資総額が20億元を下回ってはならず、そのうち自己資金は8億元を下回ってはならない。製品研究開発機構を設立しなければならない。かつ投資が5億元を下回ってはならない。乗用車、大型トラックメーカーの新設投資プロジェクトは、完成車にセットするエンジン生産を含まなければならない。		
自動車製品自動輸入許可証発行管理実施細則	商務部	商務部公告2004年第92号、2004年12月17日公布、2005年1月1日施行。					2005年1月1日より、自動車輸入割当許可証管理を廃止し、自動車及 および自動車の重要部品を含む自動車製品について自動輸入許可証管理制度を実施する。	
外商投資国際海運業管理規定	交通運輸部、商務部	交通部、商務部令2004年第1号、2004年2月25日公布、2004年6月1日施行。交通部、商務部令2014年第8号、2014年4月23日改正、施行。交通運輸部、商務部令2019年第13号、2019年5月25日より廃止。	「外商投資国際船舶運輸企業を中外合弁または中外合作企業の形式により設立する場合、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない。外商投資国際船舶代理業を中外合弁または中外合作企業の形式により設立する場合、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない」と規定されていたが、2019年5月25日より廃止された。					
外国企業が中華人民共和国国内において建設工事設計活動に従事することに関する管理暫定規定	建設部	建市[2004]78号、2004年5月10日公布、2004年6月10日施行。	外国企業が中華人民共和国国内で建設工事設計を引き受ける場合、建設行政主管部門が公布する建設工事設計資格を有する中方の設計企業を少なくとも1社選択して中外合作による設計を行い、かつ選択した中方設計企業の資格の許可範囲内で設計業務を引き受けなければならない。					
外商投資映画館暫定規定	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部、文化部	国家ラジオ映画テレビ総局令第21号、2003年11月25日公布、2004年1月1日施行。2015年8月28日改正、施行。	外資は独資による映画館を設立してはならず、映画会社を組織してはならない。中外合弁映画館は、合弁中国側の登録資本における投資比率は51%を下回ってはならない。全国モデル都市（北京、上海、広州、成都、西安、武漢および南京市）の中外合弁映画館については、合弁外国側の登録資本における投資比率は最高でも75%を超えてはならない。				合弁、合作期間は30年を超えないこと。	
「外商投資映画館暫定規定」の補充規定	国家ラジオ映画テレビ総局	国家ラジオ映画テレビ総局令第49号、2005年4月8日公布、2005年5月8日施行。	2005年1月1日より、香港、マカオのサービス提供者が中国本土において合弁、合作または独資により映画館を建設し、リフォームおよび経営することが認められた。					
「外商投資映画館暫定規定」の補充規定2	国家ラジオ映画テレビ総局	国家ラジオ映画テレビ総局令第51号、2006年1月18日公布、2006年2月20日施行。	2006年1月1日より、香港、マカオのサービス提供者が中国本土において設立した独資会社が複数の場所で複数の映画館を新築しまたは改築し、映画放映業務を営営することが認められた。					
中国銀行業監督管理委員会中国資本商業銀行行政許可事項実施規則	中国銀行業監督管理委員会	中国銀行業監督管理委員会令2017年第1号、2017年7月5日公布、施行。2018年8月17日改正、施行。2022年9月2日改正、2022年10月8日施行。	2017年の規定によれば、「1つの国外金融機関が発起人または戦略投資家として1つの中国資本商業銀行に投資する場合の投資比率は20%を超えてはならない。複数の国外金融機関が発起人または戦略投資家として投資する場合の比率の合計は25%を超えてはならない」とされたが、2018年の改正によってこれらの制限は廃止された。			外国の金融機関が中国資本の商業銀行の法人機関の発起人または戦略的投資家となる場合、以下の条件に合致していなければならない。 (一) 中国銀行保険監督管理委員会が認める国際格付機関の直近2年間における当該金融機関に対する長期信用格付が良好であること。 (二) 直近の2会計年度連続で利益を出していること。 (三) 商業銀行の自己資本比率がその登録地の銀行業の自己資本比率の平均水準に達しておりかつ10.5%を下回ってはならないこと。非銀行金融機関の資本総額がリスクアセットの総額の10%を下回らないこと。 (四) 内部統制が健全かつ有効なものであること。 (五) 登録地の金融機関の監督管理制度が整っていること。 (六) 所在国（地域）の経済状況が良好であること。 (七) 中国銀行保険監督管理委員会の規則に定める慎重性に関するその他の条件。 外国の金融機関が発起人または戦略的投資家として中国資本の商業銀行の株主となる場合は、株式の長期保有、ガバナンスの最適化、業務提携、競合回避の原則に従わなければならない。中国銀行保険監督管理委員会は、金融業のリスク状況および監督管理の必要性に応じて、外国の金融機関が発起人となる条件を調整することができる。 外国企業の単独出資による銀行、中外合弁の銀行が発起人または戦略的投資家として中国資本の商業銀行の株主となる場合については、本条における外国の金融機関が発起人または戦略的投資家として中国資本の商業銀行の株主となることに関する関連規定を参照する。	外国の金融機関が中国資本の商業銀行の法人機関の発起人または戦略的投資家となる場合に必要であった「直近の1年の年末総資産が原則として100億ドルを下回らないこと」という要件は、2022年の改正により削除された。	

中国 外資に関する規制 投資規制緩和 詳細

法規名称	公布単位	文書番号および公布・施行日	投資比率	地域制限	最低資本金	投資者の資格	その他
映画企業経営資格参入暫定規定	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部	国家ラジオ映画テレビ総局令第43号、2004年10月10日公布、2004年11月10日施行。2015年8月28日改正、施行。	外資が国内の既存の映画製作単位と映画製作会社を合併、合作により設立することを許可する。外資の登録資本の比率は49%を超えてはならない。国内の会社、企業およびその他の経済組織が国外の会社、企業およびその他の経済組織と合併、合作により映画技術会社を設立し、映画製作、上映のインフラ施設および技術設備を改善することを許可する。				
「映画企業経営資格参入暫定規定」の補充規定	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部令第50号、2005年3月7日公布、2005年5月8日施行。2015年8月28日改正、施行。	2005年1月1日より、香港、マカオのサービス提供者が中国本土の主管当局の許可を受けた上で中国国内において独資会社を試験的に設立し、国産映画フィルムを配給することが認められた。				
外商投資人材仲介機構管理暫定規定	人事部、商務部、工商行政管理総局、人力資源社会保障部	人事部、商務部、国家工商行政管理総局令第5号、2005年5月24日公布、2015年4月30日改正。中華人民共和国人力資源・社会保障部令第43号、2019年12月31日改正、施行。	「外国投資者の独資により人材仲介機構を設立してはならない。外国側合弁当事者の出資比率は25%を下回らず、中国側合弁当事者の出資比率は51%を下回らないこと」と規定されていたが、2019年12月31日の改正により削除され、外国投資者の独資による人材仲介機構の設立が可能となった。				「中外合弁人材仲介機構の設立を申請する中国側出資者は、成立から3年以上の人材仲介機構であること、外国側出資者も3年以上人材仲介サービスに従事している外国の会社、企業およびその他の経済組織であること、各合弁当事者が良好な信用を有していること」と規定されていたが、2019年12月31日の改正により削除された。
自動車金融会社管理規則	国家金融監督管理総局	国家金融監督管理総局令2023年第1号、2023年7月11日公布、2023年8月11日施行。			自動車金融会社の登録資本金の最低限度額は、10億元または相当額の自由兌換通貨とする。登録資本金は、（一括で）実際に払い込まれた資本とする。		非金融機関を自動車金融会社の出資者とする場合、次の条件を備えていなければならない。 (1) 直近1会計年度の営業収入が500億元または相当額の自由兌換通貨を下回らず、自動車金融業務の発展を支えるのに十分な自動車生産・販売規模を有すること (2) 直近1会計年度末の純資産が資産総額の30%を下回っていないこと、自動車金融会社の持株会社となる場合は直近1会計年度末の純資産が総資産の40%を下回っていないこと (3) 財務状況が良好で、かつ直近の2会計年度で連続して利益を計上していること、自動車金融会社の持株会社となる場合は直近の3会計年度で連続して利益を計上していること (4) 出資する資金は自己資金でなければならない、借入資金によって参入してはならず、他人の委託資金で出資してはならない (5) 権益性投資残高は原則として会社の純資産の50%を超えてはならず、自動車金融会社の持株会社となる場合は原則として会社の純資産の40%を超えないこと（国務院が指定した投資会社および持株会社を除く） (6) 登記地の法律を遵守し、直近2年間に重大な法律違反・規則違反行為がないこと (7) 株式取得後5年以内は保有する自動車金融会社の持分を譲渡してはならず、持ち株に質権または信託を設定しないことを誓約し、かつ設立予定の会社の定款に明記すること (8) 国家金融監督管理総局の定めるその他のブルーデンス条件 前項第(1)(2)(3)(5)号の財務指標の要件はすべて連結財務諸表によるものとする。
外資保険会社管理条例実施細則	中国銀行保険監督管理委員会	中国銀行保険監督管理委員会令2004年第4号、2004年5月13日公布、2004年6月15日施行。中国銀行保険監督管理委員会令2021年第2号、2021年3月10日改正、施行。	「外国の保険会社と中国の会社および企業が中国国内において生命保険業務の合弁保険会社を設立経営する場合、このうち外資の比率は会社の資本全体の51%を超えてはならない。外国の保険会社が直接または間接に保有する合弁生命保険会社の持分は、前項の規定の比率制限を超えてはならない」と規定されていたが、2021年3月10日の改正により削除された。				
外国保険ブローカー会社による外商独資保険ブローカー会社設立の許可に関する公告	中国銀行保険監督管理委員会	中国銀行保険監督管理委員会令2006年12月11日公布、施行。	外国保険ブローカー会社が法に基づき外商独資保険ブローカー会社を設立することが可能（設立条件および業務範囲の制限を除き、その他の制限はなし）。	外資保険機構設立の地域制限が撤廃されている。			外資生命保険会社が健康保険、団体保険および養老金/年金保険業務を提供することを認める。
製品油市場管理弁法	商務部	商務部令2006年第23号、2006年12月4日公布、2007年1月1日施行。商務部令2020年第1号、2020年7月1日より廃止。	「同一の外国投資家が中国国内で製品油の小売経営を30箇所以上（30箇所を含む）のガソリンスタンドで行う場合（ガソリンスタンドの投資建設、持分支配およびガソリンスタンドのリースを含む）において、複数の供給業者の異なる種類、ブランドの製品油を販売するときは、外国側の持分支配を認めない」と規定されていたが、2020年7月1日より廃止された。				
外商投資リース業管理弁法	商務部	商務部令2005年第5号、2005年2月3日公布、2005年3月5日施行、2015年10月28日改正。商務部令2018年第1号、2018年2月22日より廃止。			外商投資リース会社の登録資本金は「会社法」の関連規定に合致しなければならない。外商投資企業の登録資本金および投資総額の関連規定に合致しなければならない。	外商投資リース会社および外商投資ファイナンスリース会社の外国投資者の総資産は500万米ドルを下回ってはならない。	外商投資によるファイナンスリース以外のリース業企業の設立および変更の審査認可は、商務部から省級商務主管部門に委譲。
旅行社条例	国務院	国務院令第550号、2009年2月20日公布、2009年5月1日施行、2016年2月6日改正、2017年3月1日改正。国務院令2020年第732号、2020年11月29日改正、施行。			登録資本金の最低限度額についての要求が削除された。	投資者の条件についての特別な要求が削除された。	外商投資旅行社の支店の設立不可の制限が削除された。

中国 外資に関する規制 投資規制緩和 詳細

法規名称	公布単位	文書番号および公布・施行日	投資比率	地域制限	最低資本金	投資者の資格	その他
非銀行金融機関行政許可事項実施弁法	国家金融監督管理総局	国家金融監督管理総局令2023年第3号、2023年10月9日公布、2023年11月10日施行。(中国銀行保険監督管理委員会非銀行金融機関行政許可事項実施弁法は当該弁法の204条により廃止)	外資独資または中国側当事者との合併によるマネー・ブローカー会社の設立が認められている。	地域制限なし	登録資本金は2,000万元またはこれに相当する自由兌換貨幣を下回ってはならず、実際に払い込まなければならない。	(1) 所在国または地域において法に従い設立されたマネー・ブローカー会社であること。 (2) 所在国または地域の金融監督当局と国家金融監督管理総局が良好な監督管理協力メカニズムを構築していること。 (3) マネー・ブローカー業務に20年以上従事し、経営が安定し、完備された内部統制制度があること。 (4) 良好な社会的名声、信用の記録および納税記録があること。 (5) 最近2年以内に重大な法律・規則違反の記録がないこと。または改善され、かつ中国銀行保険監督管理委員会もしくはその派遣機構の許可を得たこと。 (6) 財務状況が良好で、かつ最近の会計年度で2年連続して利益を計上していること。 (7) 株式投資収益の残高は、原則として、企業の純資産の50%を超えてはならない(今回の投資金額を含む)。 (8) マネー・ブローカー・サービスに従事するのに必要な世界的な機構ネットワークおよび通信ネットワークを備えていること。 (9) 有効なマネーロンダリング対策を有していること。 (10) 国家金融監督管理総局が定めるその他のブルーデンス条件。	国外非金融機関中国駐在代表処の設立は、以下の条件を満たさなければならない。 (1) 所在する国や地域に金融監督管理制度が完備されていること。 (2) 所在する国や地域の金融監督当局の許可によって設立された金融機関、または金融業の業界団体の会員であること。 (3) 国際金融活動の経験があること。 (4) 経営状態が良好で、最近2年以内に重大な違法行為がないこと。 (5) 効果的なマネーロンダリング防止措置を講じていること。 (6) 任命資格を満たす首席代表がいること。 (7) 国家金融監督管理総局の規定が定めるその他のブルーデンス条件を満たしていること。
外商投資電信企業管理規定	國務院	國務院令第333号 2001年12月11日公布、2008年9月10日改正、2016年2月6日改正、2022年3月29日改正。			全国で、または省、自治区、直轄市を跨る範囲において基礎電信業務を営む場合の登録資本金の最低限度額は10億元、省、自治区、直轄市の範囲内の基礎電信業務を営む場合の登録資本金の最低限度額は1億元とされる。		
外資利用業務の更なる遂行に関する若干の意見	國務院	国発〔2010〕9号					「外商投資産業指導目録」のうち投資総額(増資を含む)が3億米ドル以下の奨励類、許可類のプロジェクトは、「政府が審査確認する投資プロジェクト目録」において、國務院の関連部門による審査確認を要すると定められているプロジェクトを除き、地方政府関連部門が審査確認する。
外商投資証券会社管理弁法	中国证券監督管理委員会	中国证券監督管理委員会令第140号 2018年4月28日公布、施行。中国证券監督管理委員会令第166号 2020年3月20日改正、施行。	合併証券会社の外資出資比率は、国家の証券業の対外開放に関する計画と一致しなければならない、現状51%である。なお、2020年3月20日の改正により要求される文書が変更されたが、外商投資規制についての変更はなかった。2020年4月1日、証券会社の外資出資比率制限が取り消された。	制限なし	制限なし	(1) 所在国または地区において完全な証券の法律および監督管理制度を有しており、関連金融監督管理機関がすでに中国証監会または中国証監会が認可した機関と証券監督管理提携の覚書を締結しており、有効な監督管理の提携関係を保持している； (2) 所在国または地区において合法的に設立された金融機関であり、直近3年の各財務指標が所在国または地区の法律の規定および監督管理機関の要求に合致している； (3) 証券業務の経営を5年以上継続しており、直近3年に所在国または地区の監督管理機関または行政・司法機関から重大な処罰を受けておらず、法律・規定の重大違反の嫌疑により関連機関から調査を受けていない； (4) 完全な内部統制制度を有している； (5) 良好な国際的名声および経営業績を有し、直近3年の業務規模・収入・利益が国際的に上位に位置しており、直近3年の長期信用がすべて高水準を保持している； (6) 中国証監会が規定するその他のブルーデンス条件。	外商投資証券会社とは、以下を指す： (1) 国外株主が国内株主と法に基づき共同出資により設立する証券会社； (2) 国外投資家が法に基づき内資証券会社の持分を譲り受け・引き受け、内資証券会社から法に基づき変更した証券会社； (3) 内資証券会社の株主の実際支配者が国外投資家になり、内資証券会社から法に基づき変更した証券会社。
中国銀保監会外資銀行行政許可事項実施弁法	中国銀行保険監督管理委員会	中国銀行保険監督管理委員会令2015年第2号2015年6月5日施行。 2022年10月8日改正。		制限なし	登録資本金は10億元またはこれに相当する自由兌換貨幣を下回ってはならず、実際に払い込まなければならない、資金の出所は合法でなければならない。	第10条 設立予定の外商独資銀行、中外合併銀行の株主は、次に掲げる条件を備えていなければならない。 (1) 持続的な利益獲得能力を有しており、信用が良好で、重大な法令違反・規則違反の記録がないこと。 (2) 有効なマネーロンダリング防止制度を備えていること。ただし、金融機関以外の中国側株主についてはこの限りでない。 (3) 外国側株主が国際的な金融活動に従事した経験を有しており、所在する国または地域の金融監督管理機構の有効な監督管理を受け、かつその申請について所在する国または地域の金融監督管理機構の承認を得ていること。 (4) 本弁法第5条に定める慎重性の条件。 設立予定の外商独資銀行の株主、中外合併銀行の外国側株主の所在する国または地域は経済状況が良好で、整った金融監督管理制度がなければならない。また、その金融監督管理機構が中国銀行保険監督管理委員会と良好な監督管理協力メカニズムを構築済みであること。 第11条 設立予定の外商独資銀行の株主は金融機関でなければならないほか、本弁法第10条に定める条件を備えていなければならないほか、そのうちの唯一の株主または支配株主がさらに次に掲げる条件を備えていなければならない。 (1) 商業銀行であること。 (2) 自己資本比率が所在する国または地域の金融監督管理機構および中国銀行保険監督管理委員会の規定に適合していること。 第12条 設立予定の中外合併銀行の株主は本弁法第10条に定める条件を備えていなければならないほか、外国側株主が金融機関であり、かつ外国側の唯一の株主または主要株主がさらに第11条各号に掲げる条件を備えていなければならない。	
「中華人民共和国外資保険会社管理条例」と「中華人民共和国外資銀行管理条例」に関する修正公告	國務院	國務院令第720号 2019年9月30日公布、施行。				○改正「外資保険会社管理条例」 (1) 国外保険グループ会社が中国国内において外資保険会社を設立することを認める。 (2) 外資保険会社の設立を申請する国外保険会社につき、「保険業務に従事する期間が30年以上」および「中国国内に代表機構を設立して2年以上」という制限を取り消す。 (3) 国外金融企業の外資保険会社への投資を認める。 ○改正「外資銀行管理条例」 (1) 支店を設立予定の国外銀行に対して、「設立申請を提出する1年前の年末資産が200億ドルを下回ってはならない」という制限を取り消す。 (2) 国外銀行は中国国内において外商独資銀行、外国銀行の支店、または中外合併銀行と外国銀行支店を同時に設立できる。	○改正「外資銀行管理条例」 (1) 外商独資銀行、中外合併銀行、外国銀行支店の業務範囲が拡大される。拡大される業務範囲は「政府債券の発行代理、請戻し代理、売買代理」である。 (2) 国外銀行支店が中国国内公民から受領する1回の預金金額は50万元以上とすることができる。 (3) 国外銀行支店については、國務院銀行業監督管理機構の関連規定に基づき、一定比率の収益資産を有することとする。 (4) 自己資本比率について、所在国または地域の金融管理当局および國務院銀行業監督管理機構の規定に適合している国外銀行の支店に対しては、「国外銀行支店の運営資金と積立金等の総額における人民元部分とその人民元リスク資産に占める比率は8%を下回ってはならない」という制限は適用されない。
「オンライン配車タクシーサービス経営管理に関する暫定規定」に関する修正公告	交通運輸部、工業・情報化部、公安部、商務部、国家市場監督管理総局、国家ネットワーク安全弁公室	中華人民共和國交通運輸部令2019年第46号、2019年12月28日公布、施行。				外商投資企業は外商投資企業批准証明書を提出しなければならないという制限を取り消す。	
自由貿易試験区における関連行政法規の一時調整実施に関する通知	國務院	国函〔2020〕8号、2020年1月15日公布、施行。	「営業性演出管理条例」の調整内容：外国投資者、台湾地域投資者による独資の演出仲介機構の設立を許可する。中外合併経営の芸能団体の設立を許可する(中国側が持分支配をしなければならない)。 「印刷業管理条例」の調整内容：外資独資による印刷企業の設立を許可する。			「外商投資電信企業管理規定」の調整内容：上海自由貿易試験区の試験政策を全ての自由貿易試験区に拡大適用させる。	